

○ 平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改  
正  
案

現  
行

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第六十一号）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫

三  
銀  
行

四 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。次条において同じ。）

五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者をそれぞれ次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第六十一号）は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫

三  
銀  
行

四 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）に規定する長期信用銀行をいう。次条において同じ。）

五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

六 労働金庫及び労働金庫連合会

七 農業協同組合（農業協同組合法）（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

八 漁業協同組合（水産業協同組合法）（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

九 農林中央金庫  
十 独立行政法人農畜産業振興機構  
十一 独立行政法人勤労者退職金共済機構  
十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金  
十三 独立行政法人福祉医療機構  
十四 日本銀行  
十五 年金積立金管理運用独立行政法人  
十六 独立行政法人雇用・能力開発機構  
十七 独立行政法人北方領土問題対策協会  
十八 独立行政法人農林漁業信用基金  
十九 農業信用基金協会

七 農業協同組合（農業協同組合法）（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

八 漁業協同組合（水産業協同組合法）（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。次条において同じ。）

九 農林中央金庫  
十 独立行政法人農畜産業振興機構  
十一 独立行政法人勤労者退職金共済機構  
十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金  
十三 独立行政法人福祉医療機構  
十四 日本銀行  
十五 年金積立金管理運用独立行政法人  
十六 独立行政法人雇用・能力開発機構  
十七 独立行政法人北方領土問題対策協会  
十八 独立行政法人農林漁業信用基金  
十九 農業信用基金協会

- 
- |     |   |
|-----|---|
| 二十二 | 漁業信用基金協会  |
| 二十一 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構  |
| 二十二 | 地方住宅供給公社  |
| 二十三 | 農林漁業金融公庫  |
| 二十四 | 独立行政法人環境再生保全機構  |
| 二十五 | 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）に規定する保証事業会社をいう。） |
| 二十六 | 日本酒造組合中央会   |
| 二十七 | 商工組合中央金庫  |
| 二十八 | 独立行政法人労働者健康福祉機構   |
| 二十九 | 沖縄振興開発金融公庫  |
| 三十  | 社団法人しんきん保証基金  |
| 三十一 | 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター                                     |
| 三十二 | 財団法人建設業振興基金   |
| 三十三 | 社団法人全国石油協会  |
| 三十四 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構                                     |
| 三十五 | 社団法人全国市街地再開発協会  |
| 三十六 | 財団法人不動産流通近代化センター  |
| 三十七 | 信託会社又は信託業務を営む金融機関   |
| 三十八 | 財团法人大阪産業振興機構  |
| 三十九 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構                                   |
| 四十  | 日本政策投資銀行  |
- 
- |     |   |
|-----|---|
| 二十二 | 漁業信用基金協会  |
| 二十一 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構  |
| 二十二 | 地方住宅供給公社  |
| 二十三 | 農林漁業金融公庫  |
| 二十四 | 独立行政法人環境再生保全機構  |
| 二十五 | 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）に規定する保証事業会社をいう。） |
| 二十六 | 日本酒造組合中央会   |
| 二十七 | 商工組合中央金庫  |
| 二十八 | 独立行政法人労働者健康福祉機構   |
| 二十九 | 沖縄振興開発金融公庫  |
| 三十  | 社団法人しんきん保証基金  |
| 三十一 | 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター                                     |
| 三十二 | 財団法人建設業振興基金   |
| 三十三 | 社団法人全国石油協会  |
| 三十四 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構                                     |
| 三十五 | 社団法人全国市街地再開発協会  |
| 三十六 | 財団法人不動産流通近代化センター  |
| 三十七 | 信託会社又は信託業務を営む金融機関   |
| 三十八 | 財团法人大阪産業振興機構  |
| 三十九 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構                                   |
| 四十  | 日本政策投資銀行  |
-

四十一 独立行政法人情報処理推進機構

四十二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。次条において同じ。）

四十一 独立行政法人情報処理推進機構  
(新設)

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫
- 三 銀行
- 四 長期信用銀行
- 五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 独立行政法人農畜産業振興機構
- 十一 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十二 独立行政法人福祉医療機構
- 十三 日本銀行

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫
- 三 銀行
- 四 長期信用銀行
- 五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 独立行政法人農畜産業振興機構
- 十一 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十二 独立行政法人福祉医療機構
- 十三 日本銀行

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構
- 二 中小企業金融公庫
- 三 銀行
- 四 長期信用銀行
- 五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 八 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫
- 十 独立行政法人農畜産業振興機構
- 十一 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 十二 独立行政法人福祉医療機構
- 十三 日本銀行

十四	年金積立金管理運用独立行政法人
十五	独立行政法人雇用・能力開発機構
十六	独立行政法人中小企業基盤整備機構
十七	地方住宅供給公社
十八	農林漁業金融公庫
十九	独立行政法人環境再生保全機構
二十	日本酒造組合中央会
二十一	預金保険機構
二十二	社団法人しんきん保証基金
二十三	財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
二十四	財団法人建設業振興基金
二十五	財団法人不動産流通近代化センター
二十六	信託会社又は信託業務を営む金融機関
二十七	財団法人大阪産業振興機構
二十八	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十九	日本政策投資銀行
三十	独立行政法人情報処理推進機構
三十一	金融商品取引業者又は登録金融機関

十四	年金積立金管理運用独立行政法人
十五	独立行政法人雇用・能力開発機構
十六	独立行政法人中小企業基盤整備機構
十七	地方住宅供給公社
十八	農林漁業金融公庫
十九	独立行政法人環境再生保全機構
二十	日本酒造組合中央会
二十一	預金保険機構
二十二	社団法人しんきん保証基金
二十三	財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
二十四	財団法人建設業振興基金
二十五	財団法人不動産流通近代化センター
二十六	信託会社又は信託業務を営む金融機関
二十七	財団法人大阪産業振興機構
二十八	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十九	日本政策投資銀行
三十	独立行政法人情報処理推進機構

(新設)